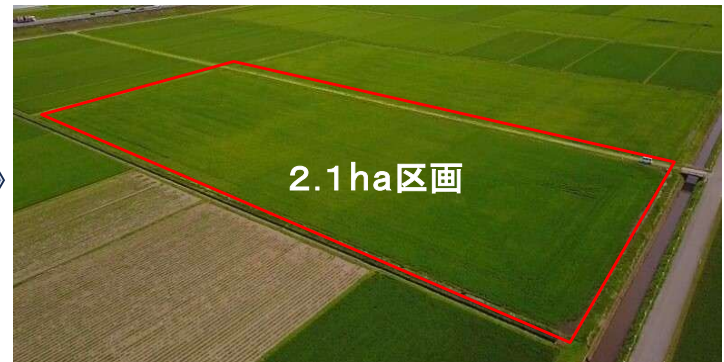
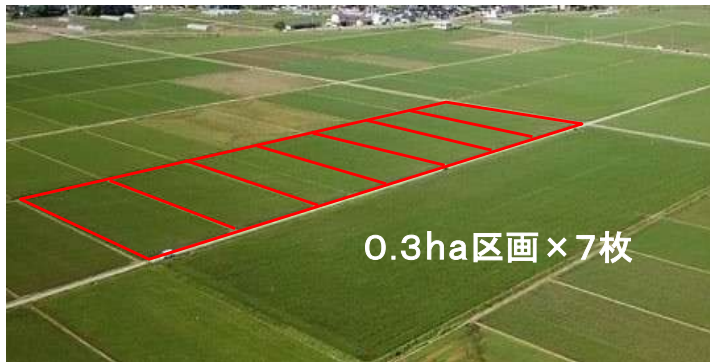


農地の大区画化等の取組を支援します。

～大区画化等加速化支援事業～

食料・農業・農村基本計画に基づき、集中対策期間(R7～R11)で、農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、**法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組**を支援します。



実施要件

- 農振農用地のうち、地域計画を策定した区域であること。
- 農用地の区画拡大を実施すること。

事業のポイント

- 面積等の要件がなく、**個人農家**でも実施が可能です。
- 自力施工ができない部分は、工業者に委託もできます。
- 土地改良事業団体連合会、市町村、県からなる「大区画化等推進協議会」が**事業実施をサポート**します。

主な支援メニュー



畦畔除去



区画拡大



暗渠排水



湧水処理

主な助成額

助成額はR8.6時点

事業内容	区分	助成額※
区画拡大	畦畔除去のみ	4万円/100m
	畦畔除去 + 均平作業 (表土扱いを行わない)	6万円/10a
暗渠排水	トレンチャ施工 (表土扱いを行わない)	13.5万円/10a (10m以下の間隔)
	バックホウ施工 (表土扱いを行わない)	16万円/10a (10m以下の間隔)
湧水処理	(表土扱いを行わない)	16.5万円/100m

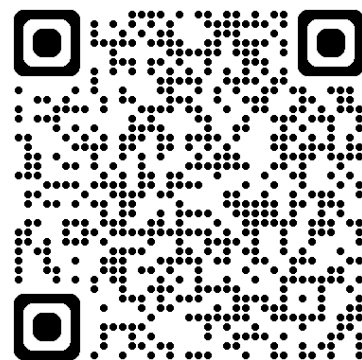
※上記は、施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※1ha以上の集約化・大区画化を達成した場合、加算措置があります。

※助成額は上限額です。要した費用が上限額に達していない場合は、要した費用が助成額になります。

ほかにも、末端畑地かんがい施設、客土、除礫等のハード事業や、ハード事業の実施に当たって必要となる調査、測量、設計等のソフト事業のメニューもありますので、詳細はQRコードまたは下記URLより農林水産省HPの「4. 大区画化等加速化支援事業」をご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/>



お問合せ先

最寄りの市町村農政担当課、
各農業事務所 指導管理課
(千葉農業事務所は基盤整備課)
までお問合せください。

千葉県大区画化等推進協議会

事務局：千葉県土地改良事業団体連合会
(水土里ネット千葉)

住 所：千葉市美浜区新港249番地5

電 話：043-241-1728

FAX：043-248-2521

e-mail：daikukaku@chibadoren.or.jp